

一時に納税が困難な方に対する

地方税における猶予制度

徴収の猶予

- ◆ 次の理由により、地方税を一時に納付することができない場合は、猶予制度がありますので、上田市 収納管理課にご相談ください(徴収の猶予:地方税法第 15 条)。

(ケース1) 災害により財産に相当な損失が生じた場合

財産について災害を受けた、又は盗難にあった場合

(ケース2) ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

(ケース3) 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

(ケース4) 事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

申請による換価の猶予

- ◆ 上記のほか、地方税を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度がありますので、上田市 収納管理課にご相談ください(申請による換価の猶予:地方税法第 15 条の6)。

上田市 収納管理課 収納担当 (電話番号:0268-71-8053)